

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

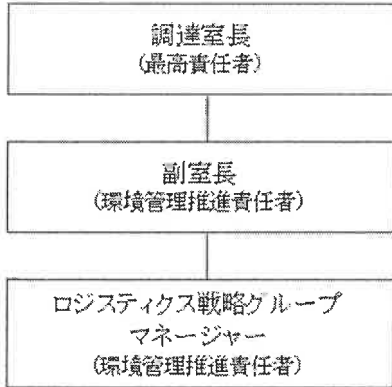
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2025年 6月23日	
栃木県知事 福田 富一 様	
提出者 住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 氏 名 東京電力パワーグリッド株式会社 代表取締役社長 金子 禎則 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-6373-1111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東京電力パワーグリッド株式会社 鹿沼ポールセンター他 別紙1のとおり
事業場の所在地	別紙1のとおり
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	電気業 [33]
②事業の規模	資本金 80,000百万円
③従業員数	全従業員数 20,449人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙2のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排出量	6,977 t	別紙1のとおり
	(これまでに実施した取組) 別紙3のとおり		
② 計画	【目標】（2025年度）		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排出量	7,340 t	別紙1のとおり
	(今後実施する予定の取組) 別紙3のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全処理委託量	6,977 t	別紙1のとおり
	優良認定処理業者への処理委託量	6,977 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	別紙3のとおり		

② 計画	【目標】(2025年度)		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全処理委託量	7,340 t	別紙1のとおり
	優良認定処理業者への 処理委託量	7,340 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3のとおり		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行う際に熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

事業場別 産業廃棄物排出実績および計画一覧表

事業場の名称	事業場の所在地	廃棄物種類	発生量(t)	
			2024年度(実績)	2025年度(計画)
鹿沼ポールセンター	栃木県鹿沼市流通センター14	がれき類	2,504	2,780
大田原電柱置場	栃木県大田原市美原1-19-3538	〃	2,375	2,140
栃木電柱置場	栃木県栃木市樋ノ口町48-1	〃	2,098	2,420
事業場(3箇所)合計			6,977	7,340

本年度の目標	がれき類	鹿沼(ポ)	大田原(置)	栃木(置)	3事業場合計(t)
	①排出量	2,780t	2,140t	2,420t	7,340t
	②自ら再生利用を行った量	0t	0t	0t	0t
	③自ら熱回収を行った量	0t	0t	0t	0t
	④自ら中間処理により減量した量	0t	0t	0t	0t
	⑤自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t	0t	0t	0t
	⑥全処理委託量	2,780t	2,140t	2,420t	7,340t
	⑦優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t
	⑧再生利用業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t
	⑨熱回収認定業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t
⑩熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	

産業廃棄物の一連の処理の行程

①-1(発生源)

【コンクリート電柱】
配電線の工事(地中化、増強、
移設、交通事故など)に伴う電
柱取外しにより発生

①-2 工事請負会社が、撤去場所から電柱置場に搬入
②-1 電柱置場(良否判定結果→不良品=廃棄物)

②-2(廃棄物)

がれき類
(不良コンクリート電柱)

③ 収集・運搬

④(中間処理)

破碎処理
(再資源化)

⑤ 再生砕石

・道路建設会社等へ売却(再利用)

⑥ 鉄 屑

・金属原料会社等へ売却(再利用)

⑦ 廃プラスチック類
(石綿含有産業廃棄物)

・一部の電柱で極少量発生
・安定型処分場に埋立(非飛散性アスベスト
含有廃プラスチック)

1. 会社概要

(1) 会社名

東京電力パワーグリッド株式会社

(2) 資本金

80,000 (百万円)

(3) 従業員数

20,449人 (2025年3月末現在)

2. 当該事業場において現に行っている事業の概要

東京電力パワーグリッド株式会社では、関係会社に配電用資機材の受払管理および輸送業務を包括委託している。

栃木県内におけるこれらの業務は関係会社に業務委託し、あわせて鹿沼市・大田原市・栃木市にある電柱置場の配電用コンクリート柱の受払管理を委託している。

(1) 連絡先

東京電力パワーグリッド株式会社 調達室 ロジスティクス戦略グループ

3. 産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

(1) 管理組織図・管理体制

添付「管理体制図」のとおり

(2) 管理体制

東京電力パワーグリッド株式会社と関係会社との包括業務委託契約に基づき電柱置場の管理を委託しているが、東京電力パワーグリッド株式会社 調達室ロジスティクス戦略グループで四半期に1回以上現場巡視を行い、管理状況を確認するとともに、委託先においても管理人に対する研修教育等を行っている。

(3) 教育・研修

廃棄物の適正処理についての担当者・管理者研修の他に地球温暖化対策、大気汚染防止、資源循環、自然環境保全、環境コミュニケーション等の社員教育・研修を行っている。

4. 廃棄物の処理に関する事項 (排出の抑制, 分別, 再生利用含む)

(1) 廃棄物の処理

不用コンクリート電柱は、配電線地中化工事・配電線増強・交通事故による損傷時等により発生するが、当社では、廃棄物の処理を自ら行うことは困難なことから、中間処分場所である茨城県との産業廃棄物県内搬入処分協定を締結のうえ、収集運搬・処分(再資源化)について、社外取引先と委託契約を締結し処理を行っている。

コンクリート電柱は、コンクリートおよび金属(鉄)で構成されており、これらは再資源化が可能な素材である。このため、再資源化にあたっては破碎、鉄筋除去、粒度調整等を行う専用の破碎設備を有する社外取引先に委託し、再資源化のための処理を行っている。

なお、一部のコンクリート電柱において、プラスチック部に極微量の石綿含有廃棄物(非飛散性石綿)が付着していることが判明したため、2006年度より当該プラスチック部分を分離し、安定型最終処分場にて埋立処分を行っている。

2025年度においても、引き続き実施予定である。

(2) 廃棄物の再利用

破碎によって得られた砕石は道路路盤材として道路建設会社に、鉄屑は鉄鋼原料として金属原料会社に売却しており、ほぼ全量が資源として有効に活用されている。